

## 海外経済要録

### 欧州諸国

#### ◇ EEC、ウェルナー報告を公表

EEC特別委員会は10月16日、経済通貨同盟完成に関する報告書(いわゆるウェルナー報告)を作成、これを閣僚理事会およびEEC委員会に提出した。同報告の結論部分は次の8項目から成り、経済通貨同盟完成時の姿を想定するとともに、今後10年間に3段階に分け第1段階での具体的な行動計画をも明らかにしている。

(A) 経済通貨同盟は今後10年間に実現する。本同盟はEECの成長と安定を保証することによって、EECが世界経済の均衡維持に貢献することを企図するものである。

(B) 経済通貨同盟とは、主要な経済政策が共同体レベルで決定され、必要な権限が国家から共同体に移管されることを意味する。したがって、長期的には政治同盟の発展を促すことにならう。

(C) 経済通貨同盟は、域内各国通貨の完全かつ不変な交換性を実現するとともに、為替変動幅の消滅、平価の固定化、資本移動の完全自由化を達成する。各国はそれぞれの通貨呼称を存続できるが、統合のあともどりができないことを保証する意味では単一通貨を創設することが望ましい。

(D) 最終段階では制度面で次の二つの共同体機関、すなわち経済政策決定機関(un centre de décision pour la politique économique)および欧州中央銀行制度(un système communautaire des banques centrales)が不可欠である。経済政策決定機関は欧州議会に対して責任を負う。

(E) 経済通貨同盟の進展につれて、各国の政策手段に代替ないしこれを補完するような共同体の政策手段を開発する。通貨統合はもろもろの分野での統合の進展、次いで経済政策一体化の過程と並行して段階的に進める。

(F) 第2段階以降の詳細については第1段階の終わりに決定する。

(G) 第1段階は1971年1月1日から3年間とする。この段階では、さる8月8、9日の閣僚理事会決定事項(7月号「国別動向」参照)に加え、次のような措置を採る。

① 中期経済政策、景気政策、財政政策および金融政

策の大綱については、閣僚理事会、EEC委員会および中央銀行総裁会議において事前に協議するものとする。

② 閣僚理事会は、少なくとも年3回招集され、EEC委員会の提案に基づく共同体レベルの経済政策の大綱および国家予算の主要項目に関する指針を決定する。

③ 閣僚理事会の効率的な運営を図るため、政府および中央銀行の高級専門家を随時招集しうる体制を整える。

④ 共同体の経済政策の基本方向を決定する前に、EEC委員会は各界代表と協議する。

⑤ 各国の予算案は、政府決定前に閣僚理事会の審査を受ける。

⑥ 中央銀行総裁会議は通貨信用政策の協調に関して一段と重要な役割を演ずる。同会議は加盟各国中央銀行のみならず、閣僚理事会およびEEC委員会に対しても勧告を行なう。

⑦ 為替政策面では、第1段階のはじめから試験的に加盟各国通貨間の為替変動幅を縮小する。これは加盟各国通貨の現行対米ドル変動幅を縮小することによって達成する。経済政策一体化の進展に応じて、⑧試験的に縮小された変動幅を法制化し、⑨これを維持するため加盟国通貨による介入を実施し、⑩さらに加盟国通貨間の為替変動幅を漸進的に縮小していく。

⑧ 為替政策に関する統計、情報等の収集のため特定の代理機関を活用する。

⑨ 加盟国間の金融政策手段の調和を早急に実現する。

⑩ 経済通貨同盟の完成のため、第1段階中にローマ条約改訂の準備を始めることが必要とならう。

⑪ ローマ条約第236条の定めるところにしたがって、経済通貨同盟の完成に必要な条約改訂を行なうための加盟国政府間会議を第1段階終了前に招集する。また、第1段階で実現された結果を明らかにし、その後の行動計画を決定するために特別閣僚理事会を招集する。

(H) 第2段階は、第1段階で採られた諸行動——経済の方向づけ、金融・財政面からの景気政策の協調、共通構造政策の採用、資本市場の統合および加盟国通貨間の為替変動幅の漸進的消滅など——の継続実施期間である。通貨面での共同体の結合を強化するため、可及的すみやかに欧州通貨協力基金を創設する(為替変動幅の縮小および経済政策一体化の進展いかんでは、こ

の基金は第1段階で創設されることもありうる)。同基金は最終段階で欧州中央銀行制度(le système communautaire des banques centrales)となる。

#### ◇ E E C、英国との第2回加盟交渉を開催

E E Cと英国との第2回加盟交渉は、10月27日ルクセンブルクで開かれ、英国は次の4点についてE E Cの制度を受け入れる旨明らかにした。

- (1) 牛乳、豚肉、鶏卵についてE E Cの農業財政規則を適用する。
- (2) E E Cの共通通商政策を受け入れる。
- (3) 英国属領については、フランス属領等と同様連合(association)として取り扱う。ただし香港については例外とし、別途検討する。
- (4) E E Cの農産物価格決定手続きを受け入れる。

なお、今後の交渉課題としては、①英連邦諸国の酪農品、砂糖の取扱い、②過渡期間における諸問題、③加盟に伴う経済・金融・通貨問題、を取り上げることとなった。

#### ◇ 英国政府、財政支出削減計画等を発表

1. バーバー英国蔵相は、10月27日議会で演説し、本年6月の総選挙時の公約である財政支出削減と減税に関する実施計画を発表、同時に「新公共支出政策(New Policies for Public Spending)」および「投資刺激策(Investment Incentive)」と題する白書を議会に提出した。

計画の概要は次のとおり。

- (1) 投資補助金制度(investment grants)の廃止、国防

#### 英国の公共支出計画(注1)

(1970年度価格、単位・百万ポンド)

	1971財政年度			1974財政年度		
	従来 の計 画	今回 の計 画	増減(Δ)	従来 の計 画	今回 の計 画	増減(Δ)
国防・対外関係	2,746	2,720 (注2)	Δ 26	2,870	2,740	Δ 130
商業・産業振興	1,600	1,552	Δ 48	1,660	870	Δ 790
国有産業資本支出	1,587	1,500	Δ 87	1,870	1,770	Δ 100
運輸・道路、住宅等	3,506	3,475	Δ 31	3,940	3,870	Δ 70
社会福祉関係 (教育、医療、社会保険)	8,704	8,680	Δ 24	9,360	9,260	Δ 100
国債等利子	2,000	2,020	20	1,780	1,810	30
その他 (住宅補助金、英連邦関係、 北アイルランド関係等)	2,582	2,449	Δ 133	3,780	3,380	Δ 400
合 計	22,725	22,396	Δ 329	25,260	23,700	Δ 1,560

(注1) 公共部門には中央政府、地方公共団体、公営企業が含まれる。

(注2) 投資補助金廃止の影響は1971財政年度には現われないと見込んでいる。

関係支出の節減、住宅補助金の整理、医療保障・教育面での受益者負担引上げ等により、1971財政年度(71年4月～72年3月)における公共部門(地方公共団体、公営企業を含む)の支出を従来の計画に比べ330百万ポンド、1974財政年度については約1,600百万ポンド、それぞれ削減する(別表参照)。

この結果、明年度以降1974財政年度までの支出増加率(実質値)は年間2.8%に低下する(従来の計画では3.5%)。

- (2) 上記支出削減に対応して、所得税を標準税率につき71年4月6日以降一率2.5%ポイント(41.25→38.75%)、また法人税率についても1969財政年度納入分(注)から2.5%ポイント(45→42.5%)それぞれ引き下げる(11月初め一括法案を議会に提出)。これによる減税額は、所得税につき71年度315百万ポンド、平年度350百万ポンド、法人税については本年度60百万ポンド、明年度90百万ポンドと推定される。

(注) 納期は大部分が1970年1月1日以降といわれる。

- (3) 投資補助金制度の廃止(10月26日付)に伴い、廃止日以降の投資支出に対し、初年度60%(従来最高25%)、翌年度以降一率25%(従来15～25%)の減価償却を認める。

- (4) 産業再編成公社(I R C)を廃止する。

- (5) 農産物に関する輸入課徴金制度の導入により、従来からある価格差補給金制度(注)(deficiency payment system)による支出を削減する(一般にはE E C加盟に備えるための措置と受け取られている)。

(注) 主要農産物について最低保証価格を定め(毎年見直しが行なわれる)、市場価格がこれを下回った場合には政府が国内生産者に対しその差額を支払う制度。

2. 同蔵相は今回の財政措置につき、「政府の経済に対する介入を後退させ、企業や家計に自由な活動の刺激を与える一方、減税によってこれまでの高税率、低成長の悪循環を断ち切ることをねらいとしているが、当面の国内需要に与える影響はおおむね中立的(broadly neutral)である」と説明している。

#### ◇ 英国、特別預金預入率を上げ

英蘭銀行は10月29日、特別預

金預入率をロンドン手形交換所加盟銀行については1%、スコットランド系銀行については0.5%それぞれ引き上げ、各3.5%、1.75%とする(11月11日までに新預入率達成)旨を発表した。

英蘭銀行は、「今次特別預金の預入率引上げは、ロンドン手形交換所加盟銀行とスコットランド系銀行について、今後数ヶ月間の規制対象貸出(注)の増加テンポを過去6ヶ月に比べ大幅に低下させる必要があることを強調するものである」(発表文)としている。

(注) 5月号「要録」参照。

#### ◇英国政府、労使関係法の協議案を発表

1. 英国雇用・生産性省は10月5日、労使関係法(Industrial Relations Bill)案の要項(consultative document)を英国労働組合会議(TUC)、英国産業連盟(CBI)等関係方面に配布した。同省では、今後意見調達を行なうたうえ法案を作成し、本年末ごろ議会で提出したいとしている。

法案要項の概要は次のとおり。

- (1) 労・使団体交渉の結果まとめられた協約に対し、とくに関係者の反対がないかぎり法的拘束力を与える。
  - (2) クローズド・ショップ制を非合法化し、組合に加入しない自由を保証する。
  - (3) 労使間の紛争処理のため、新たに高等裁判所(High Court of Justice、わが国の地方裁判所に相当)と同等の権限をもつ National Industrial Relations Court (NIRC)を設置し、同時に現存の労使関係委員会(Commission on Industrial Relations)を強化する。
  - (4) 労使いずれかが不当行為(注)に出た場合、NIRCに提訴することができる。
- (注) 不当行為(unfair industrial actions)とは、たとえば組合員であることを理由とする採用条件の差別、組合側の同情スト等をさす。
- (5) ストライキの結果非常事態発生のおそれがある場合、雇用・生産性相は NIRC に提訴し、60日間のストライキ延期を命ずることができる。また重大な結果を招くと予想されるストライキの票決に際し、同相は NIRC の裁可を得て組合員の秘密投票を要求することができる。

2. 本要項の趣旨について、CBI 等使用者側はおおむね賛成しているが、TUC は10月15日の総評議会で反対決議を行ない、明年初に緊急大会(emergency Congress)を開催、これを頂点として反対運動を展開する姿勢を打ち出している。

#### ◇英国政府、機構改革案を発表

英国政府は10月15日、「The Reorganisation of Central Government」と題する白書を発表した。これは経済各方面にわたる政府の行き過ぎた介入を是正し、行政の効率化、経費削減を図ることをねらいとするものである。おもな改革点は以下のとおり。

- (1) 産業政策の整合を図るため、商務省(Board of Trade)と技術省(Ministry of Technology)を統合し、通商産業省(Department of Trade and Industry)を新設する(10月20日発足)。
- (2) 住宅、地方開発、運輸、公害等に関する政策の一元的運営を図るため、従来の Ministry of Housing and Local Government, Ministry of Public Building and Works および Ministry of Transport を統合し、環境省(Department of the Environment)を新設する(議会承認後に発効)。
- (3) 従来の Ministry of Overseas Development を外務省(Foreign and Commonwealth Office)に統合する(議会承認後に発効)。
- (4) 航空宇宙産業を取り扱う Ministry of Aviation Supply を一時的に設置する(10月20日発足)。
- (5) 雇用・生産性省(Department of Employment and Productivity)の名称を雇用省(Department of Employment)に改める(10月20日発足)。

#### ◇アイルランド、賃金・物価等の統制を実施

1. コリー蔵相は10月16日、賃金・物価等の統制措置を発表した(実施日10月17日)。

措置の概要は次のとおり。

##### (1) 賃金および俸給

1971年12月31日まで、増加率(旧契約に基づく分割払い金も含む)の最高限度を6%(ただし最高週36シリング)とする。

##### (2) 物 価

産業・商業大臣は価格引上げ申請を審査する場合、6%の限度をこえる賃金上昇に基づく費用増加分は認めない。この結果、家具・什器等の小売価格および新家屋の価格は引き下げられる見通し。

##### (3) 配当金および役員報酬

配当金は、前年実績または前3年間の平均のうちいずれか大きいほうに、また役員報酬は前年実績以内に、それぞれ制限する。

##### (4) 賃貸料

家屋、アパート、事務所および工場の賃貸料は現状のまま凍結する。

なお、保険、銀行手数料等も統制の対象とされている模様。

### 西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比伸び率・%、カッコ内は実質)

2. 本措置は、全国労使会議(The National Employer-Labour Conference)が、民間ベースでの自発的な物価・所得抑制措置の実現に失敗したあとで採られたもので、「国家の非常事態(national emergency)に対処し、賃金・物価のスパイラルの上昇を阻止するため」(同蔵相)の非常手段である。

#### ◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通しを発表

西ドイツの民間5大経済研究所(注)は10月16日、71年の西ドイツ経済に関する見通しと政策提言を発表した。

要旨次のとおり。

1. 1971年の西ドイツ経済見通し

##### (1) 見通しの前提

- イ、連邦・州の支出は現在審議中の予算案どおりとする(連邦予算の場合、歳出規模は本年度比12%増)。
- ロ、10%付加税(還付条件付き)は71年6月30日まで実施され、71年中には還付されない。特別償却制度の停止は71年1月31日までとする(8月号「要録」参照)。
- ハ、ブンデスバンクは70年中にも金融引締め策を解除する。これに伴い短期金利は下落し、金利は正常に復する。

(2) 71年は海外需要の鈍化、国内設備投資の鎮静化によって需要圧力が後退し、景気は安定化の過程をたどろうが、完全雇用・適正成長を脅かすまでには至るまい。

西ドイツの輸出増加は小幅にとどまるが、輸出物価の上昇、輸入の鈍化により海外経常余剰はほぼ横ばいに推移しよう。

賃金の上昇は需要の鈍化を背景とした企業側の抵抗によって従来のような大幅な伸びとはならないが、一方、個人消費は引き続き増大を続け71年末に至ってようやく落ち着きに向かうだろう。

物価は企業がコスト上昇分を価格に転嫁する余地が少なくなる結果、騰勢鈍化が予想されるが、安定まで

には至るまい。

##### 2. 政策提言

西ドイツの潜在成長力は見通しに掲げた数字よりも大きいのが、当面物価騰貴を招かない程度の成長にとどめるべきである。したがって、政策当局は金融引締めを早期に解除(ただしEssen研究所のみ引締め堅持を主張)すべきであるが、その後は需要抑制策、振興策のどちらも採るべきではない。

(注) 民間5大経済研究所

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin.  
 HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung-Hamburg.  
 IFO-Institut für Wirtschaftsforschung, München.  
 Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel.  
 Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen.

#### ◇西ドイツ、最低準備率の適用に関する一部調整を決定

ブンデスバンクは10月22日の理事会において、追加準備率(9月以降実施、9月号「要録」参照)を11月についても継続して適用することを確認するとともに、次の措置を決定した。

- (1) 11月の追加準備額は、10月と同様最低必要準備総額の30%相当額で頭打ちとする。

	1969年	1970年	1971年	1970年		1971年	
				上期	下期	上期	下期
個人消費	10.8 ( 8.0)	11.5 ( 7.5)	9.5 ( 5.0)	11.8 ( 8.0)	11.0 ( 6.5)	10.0 ( 5.5)	8.0 ( 4.5)
政府消費	12.1 ( 4.3)	12.0 ( 2.5)	14.0 ( 4.5)	13.6 ( 2.5)	11.0 ( 3.0)	13.5 ( 4.0)	14.5 ( 4.5)
固定資本形成	17.2 ( 12.1)	22.5 ( 10.0)	10.5 ( 5.5)	23.1 ( 9.6)	22.0 ( 10.0)	14.5 ( 8.5)	7.0 ( 3.0)
うち機械設備	26.5 ( 22.6)	23.5 ( 15.0)	9.5 ( 5.5)	25.5 ( 16.6)	22.0 ( 14.0)	14.0 ( 9.0)	5.5 ( 2.5)
建設	10.3 ( 3.9)	22.0 ( 5.0)	11.5 ( 5.5)	21.0 ( 2.8)	22.5 ( 6.5)	15.5 ( 8.5)	8.0 ( 3.0)
在庫投資*	+ 13.5 (+ 13.3)	+ 11.2 (+ 10.7)	+ 8.5 (+ 8.4)	+ 12.2 (+ 11.6)	- 1.0 (- 0.9)	+ 10.5 (+ 10.2)	- 2.0 (- 1.8)
海外経常余剰*	+ 15.2 (+ 14.9)	+ 12.9 (+ 9.2)	+ 12.7 (+ 7.5)	+ 4.8 (+ 3.6)	+ 8.1 (+ 5.6)	+ 5.0 (+ 2.5)	+ 7.7 (+ 5.0)
輸出	13.8 ( 11.9)	11.0 ( 8.5)	8.0 ( 6.0)	11.7 ( 9.3)	10.5 ( 7.5)	9.0 ( 6.5)	7.0 ( 5.0)
輸入	18.8 ( 16.2)	14.0 ( 14.5)	9.0 ( 7.5)	15.5 ( 15.7)	13.0 ( 13.0)	9.5 ( 8.5)	8.5 ( 6.5)
G N P	11.8 ( 8.0)	13.0 ( 5.5)	9.5 ( 4.0)	13.2 ( 5.4)	12.5 ( 5.0)	10.5 ( 5.0)	8.5 ( 3.5)
G N P デフレーター	3.5	7.0	5.0	7.3	7.0	5.5	4.5

(注) \*印は期中実績(億マルク)。

資料：5大経済研究所「Die Lage der Weltwirtschaft und der westdeutschen Wirtschaft in Herbst 1970」。

(2) これまで金利裁定取引に伴う対外債務(注1)および対外銀アクセプタンス債務(注2)は準備対象から除外していたが、10月22日以降この除外措置の一部制限および対象債務基準の厳格化を図る。

(注1) ユーロ・マネーを取り入れ、ただちに同期間、同金額でこれを対外放資するような場合の取入れユーロ・マネーなどをさし、今回の措置では、①取入れ通貨がユーロ・マルクの場合、②金融機関相互に親密な関係がある場合、は準備対象債務とみなす旨改められた。

(注2) 西ドイツの金融機関がその顧客のために第三者である外国銀行にあてて外国輸出業者等債権者に対する引受けまたは支払の委託をなし、この結果、外銀に対して、債務を負うと同時に顧客に対し債権をうることとなる場合であって、かつ当該取引が対外貿易決済に基づくものであることが立証されないかぎり、準備対象債務とみなす旨改められた。

上記決定は追加準備率導入に伴う中小金融機関の負担増を引き続き配慮する一方、最低準備適用除外措置の悪用を封ずることをねらったものである。

#### ◇西ドイツとフランスの銀行の業務提携

西ドイツ市銀中第3位の Commerzbank(注)とフランス同第2位の Crédit Lyonnais(注)は、10月14日、相互間の業務提携に調印、今後業務全般にわたって密接な協調関係を保っていくことを申し合わせた。

この提携については、Crédit Lyonnais が国営化されているため合併の形をとれなかったもので、事実上合併に近いものとの見方もある(両行の資産の合計は129億ドル、世界第5位の規模)。提携の骨子は次のとおり。

- (1) あらゆる種類の金融について、意見の相互交換、密接な協力を行なう。
- (2) 企業に対するサービス向上を図るため、人材交流、コンピューターの共同利用等業務組織上の問題についても協力する。
- (3) それぞれの国内支店、海外姉妹銀行を通じて、相互の顧客にサービスを提供し、漸次国際的な店舗網を確立する。

(注) 両行の概要

	総資産(バランス・シート上の残高)	営業店舗数	従業員
Commerzbank	180億マルク(51億ドル)	700店	15,000名
Crédit Lyonnais	460億フラン(78億ドル)	2,000〃	35,000〃

なお、両行の今次提携はその動機が、①米系銀行の欧州進出、②英国のEEC加盟、③EEC共同通貨創出、などの動きに対処したものとされていることから、EECの発展に即応した新しい時代の幕あけを意味するものとして注目を集めている。

#### ◇フランス、公定歩合を引下げ

フランス銀行は10月20日、公定歩合の引下げ(7.5→7.0

%)を決定し、21日から実施した。これは前回(8月27日)の引下げと同様、海外金利の低下傾向ならびに国内景況の落ち着きを考慮したものであるが、とくに今回の引下げは後者、すなわち景気拡大テンポの鈍化傾向を配慮した措置といわれている。

なお、輸出関係中期手形(EEC域外諸国向け)金利については、今回引上げ調整(0.5%)が図られた。これはかねてEEC内部で優遇措置撤廃が要請されており、かたがた国際収支が改善しつつあるおりに、その水準を徐々に一般金利並みにさや寄せすることが好ましいと判断されたためとみられる。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)

基準割引歩合	7.0%(7.5%)
証券担保貸付	8.5%(9.0%)
輸出関係手形(中期)	
EEC諸国向け	7.0%(7.5%)
その他向け	4.5%(4.0%)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%)

#### ◇フランス、市中貸出金利を引下げ

フランス銀行協会は、前項の公定歩合引下げに伴い、次のように市中貸出金利の引下げを決定、10月27日から実施した(カッコ内は旧レート)。

なお、今回の引下げはフランス銀行再割引限度枠の削減、最近の金融市場の状況等をも勘案したものとされている。

- (1) 短期貸出金利(基準レート) 7.5%(7.9%)  
ただし輸出関係分 7.2%(7.7%)

- (2) 中期貸出金利(5年物)

イ、設備関係

フランス銀行再割適格	9.1%(9.5%)
ただし、11月3日以前分について	は9.0%(9.5%)
同 非適格	9.85%(10.25%)

ロ、輸出関係

EEC諸国向け	7.5%(8.0%)
その他向け	8.5%(据置き)

#### ◇フランス、再割引限度枠を削減

フランス銀行は10月20日、次のように再割引限度枠の削減を決定、11月3日から実施した。

- (1) 現行枠が30万フランまでの銀行については10%削減。

(2) 現行枠が30百万フラン超の銀行については、30百万フランにつき10%、30百万フランをこえる分につき20%、それぞれ削減する。

#### ◇フランス、中期信用手形(設備・建築)の再割金利を変更

フランス銀行は、設備および建築に関する中期信用手形の再割金利を次のように変更し、11月3日から実施した。

- (1) 満期日前1年以内の手形については公定歩合(従来どおり)。
- (2) 満期日前1年超2年までの手形については公定歩合の0.5%高(0.5%引上げ)。

これは、前項の再割引限度枠削減措置とともに、フランス銀行信用のうち制度金融(refinancement automatique)の分野を縮小し、市場機能の活用を図ることをねらいとするものである。

#### ◇フランス、市中貸出規制を撤廃

国家信用理事会は10月23日、1968年11月以来実施してきた市中貸出規制(建築関係中期信用で、フランス銀行で流動化できるものおよびモーゲージ市場適格分についての別枠規制を含む)を即時全面的に撤廃することを決定した。

また、同時に現行の準備預金制度を改定し、今後は金融機関の預金だけでなく、その貸出をも対象とする制度とすることを決定した。ただし、その具体的内容は未発表。

#### ◇ベルギー、公定歩合を引下げ

ベルギー国民銀行は10月21日、公定歩合を7.5%から7.0%に引き下げ、翌22日から実施した。

今回の引下げは、内外金利の低下傾向や、このところ国内景況が落ち着きみに推移していることに加え、前日のフランスの公定歩合引下げをも考慮して決定されたものである。

同行の新貸出金利体系は次のとおり(カッコ内は旧レート)。

##### (1) 割引

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| イ、銀行を支払場所とする銀行引受手形<br>および輸出・輸入関係手形 | 7.0%(7.5%) |
| ロ、その他の手形                           | 9.0%(9.5%) |

##### (2) 貸付

- |                               |            |
|-------------------------------|------------|
| イ、期間130日以内のT B<br>および国債基金証券担保 | 8.5%(9.0%) |
|-------------------------------|------------|

- |                                    |              |
|------------------------------------|--------------|
| ロ、期間130日超374日以内のT B<br>および国債基金証券担保 | 8.75%(9.25%) |
| ハ、その他の公債担保                         | 9.0%(9.5%)   |

#### ◇スウェーデン、物価統制を強化

1. スウェーデン政府は、10月7日、すべての財貨・サービス価格について物価統制法を発動する旨決定した。本措置の内容は次のとおり。

- (1) 10月12日以降、すべての製造・販売業者は、その販売価格の上昇率を70年末の時点で前年比8%以内にとどめる。
- (2) 物価統制法適用期間はさしあたり71年4月1日までとする。
- (3) 監督は物価・カルテル庁が行なう。

2. 同国ではすでに8月27日、食料品の一部につき物価凍結が実施されており、さらに増税法案(注)が議会上程されるなど、①物価・賃金のスパイラル的上昇、②内外不均衡の拡大、を阻止するため年初来の引締め政策が一段と強化されている。

(注) 10月16日、連邦議会に提案。1971年1月1日以降、雇用税引上げ(1→2%)、健康保険料の雇用者負担率引上げ(2.9→3.1%)等を骨子としている。

#### ◇デンマーク、物価凍結措置を実施

1. デンマーク政府は10月6日、景気過熱に伴う貿易収支の悪化、物価の上昇等に対処するため12項目に上る景気抑制法案を連邦議会上程、議会はこのうちの物価凍結措置を10月9日可決した。政府支出の削減、配当規制、利子所得増税等の諸措置については、目下連邦議会で審議中である。物価凍結措置の概要は次のとおり。

- (1) 10月12日以降1971年3月1日まで、国内の財貨・サービス価格を9月22日の水準で凍結する。
- (2) ただし、輸入原材料の値上がりに伴うコスト上昇分についてはその範囲内で価格引上げを認める。
2. 同措置の実施と同時に、政府は賃上げ(71年3月発効分)交渉中の労働組合に対し、賃上げ要求の自爾方および賃金の生計費スライド制の適用を見合わせるなどインフレ高進の阻止に協力するよう要望した。
3. 上記一連の諸措置は、同国の国際収支が生産性を2~3倍上回る賃金上昇(年率8~12%)を背景に前年来著しく悪化(69年中赤字31億クローネ、70年は同40億クローネ以上が見込まれている)している状況にかんがみて打ち出されたものといわれている。

## ア ジ ア 諸 国

### ◇香港、為替基金の借入れ限度を再引上げ

香港政庁は10月2日、為替基金条例(Exchange Fund Ordinance)の一部を改正し、為替基金の借入れ限度額を35億香港ドルから40億香港ドルへと本年2度目の引上げを行なう旨発表した。これは、前回の引上げ(6月、30→35億香港ドル、7月号「要録」参照)後も引き続き貿易収支、観光収入が好調なうえ、華僑送金の増高もあって民間保有ボンドが増加していることから、再び英ボンドの公的準備組入れ枠を拡大したものである。

### ◇フィリピン、輸入保証金率を引上げ

フィリピン銀行協会は、10月5日、中央銀行の承認を得て、輸入保証金率を現行の30%から50%へ引き上げる旨発表、同日から実施した。

輸入保証金制度は、本年2月の変動為替相場制を採用した際に一時撤廃されたが、国際収支改善の見地から本年7月に再び復活されたものである。今回の保証金率の引上げは、クリスマス控えて輸入需要が活発化しているうえ、ペソ相場の低落に伴うおもわく輸入もみられるため、これに対処しようとするものである。

### ◇南ベトナム、二重為替相場制度を採用

南ベトナム政府は10月3日、「限定為替市場設置法」を公布、現行の1米ドル当り118ピアストルの実効為替相場(注)のほか、新たに275ピアストルの新相場を設定する二重為替相場制度を採用することとし、同5日から実施した。

(注) 現行の実効相場は、公定レート(1米ドル当り80ピアストル)に経済強化税ないし付加金(同38ピアストル)を加算したもの。なおIMF平価は未設定。

本措置の概要次のとおり。

- (1) ①南ベトナム政府の対外受払、②海外留学生への支払、③南ベトナム内における公的支出のための外国政府からの送金、④生活必需品等の輸入および特定輸入に対しては、現行の1米ドル当り118ピアストルを適用する。
- (2) 上記以外の為替取引については、新設の1米ドル当り275ピアストルの限定為替相場を適用する。
- (3) 限定為替市場を円滑に機能させるため、中央銀行に「限定為替市場調整基金」を設置する。

なお、上記措置により、輸入については、政府保有外貨およびフランス保証信用基金に基づくものに限り限定為替相場を適用し、外国援助に基づくものは従来どおりの実効相場を適用するほか、輸出補助金制度は廃止した。